

吹付けアスベスト対策費を支援します

～アスベスト撤去支援事業について～

制度の目的

既存建築物の所有者が行うアスベスト除去等工事を実施するにあたって、費用の一部を補助することにより、アスベスト対策を促進させ、市民の健康被害の防止および生活環境の保全に資することを目的としています。

対象建築物

米子市内に建つ建築物で下記の①～③の要件にすべて該当するもの

- ① 吹付けアスベストまたはアスベスト含有吹付けロックウールが施工されたもの
(分析調査は、施工されたおそれがあるもの)
- ② 違反建築物に対する措置が命じられていないもの
- ③ 本事業以外で国・県等から補助を受けていないもの

対象事業

下記のいずれかで、令和7年度末までに着手するもの

- 分析調査
アスベスト含有のおそれがある建材の分析調査
(定性分析結果でアスベストが検出された場合は、定量分析も補助対象です)
- 除去等工事
吹付けアスベスト等の除去等(除去、封じ込め、囲い込み)
(除去したアスベスト処分費を含む)

対象者

民間建築物の所有者

補助金の額

- 分析調査
分析調査に要する費用の金額に10/10を乗じた額(1千円未満切捨)
補助金の上限額は25万円/棟で、国が補助します
- 除去等工事
除去等工事に要する費用(補助対象経費)に2/3を乗じた額(1千円未満切上)
ただし、補助対象経費の上限は1,500万円/棟
補助金の上限額は1,000万円で、以下の割合で国・県・市が補助します

国	県 A 3 / 1 2	市	所有者負担 A / 3
---	----------------	---	----------------

※Aは補助対象経費(上限1,500万円)で、それを超えた額は所有者の負担となります

●申し込みにあたっては、次の書類等が必要になります。

- ①分析調査、除去等工事の費用見積書の写し
- ②分析調査、除去等工事を行う箇所を明示した建物平面図、付近見取図
- ③アスベストの分析結果書類(除去等工事のみ)、吹き付けられている箇所の写真等
- ④建物の所有者であることが確認できる書類
- ⑤分析調査、除去等工事の計画策定を行なう建築物石綿含有建材調査者の資格がわかるもの

※事業の着手は、必ず市の交付決定があってから行なってください。

平成28年度より分析調査および除去等工事の計画策定は建築物含有建材調査者が行い、その計画に基づく現場体制で実施することが求められます。

問合せ先

〒683-0054 鳥取県米子市鞆町一丁目160番地
米子市都市整備部建築相談課 電話:(0859) 23-5227